

老人短期入所事業（光湖苑） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人南浜名湖会が開設する老人短期入所事業（光湖苑）（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、その他の従業者（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 老人短期入所事業（光湖苑）
- (2) 所在地 湖西市新所岡崎梅田入会地17番地の20

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、兼務）
管理者は、事業所の職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 2名（非常勤、兼務）
医師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- (3) 介護支援専門員 1名以上（常勤、兼務）
介護支援専門員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。
- (4) 生活相談員 1名以上（常勤、兼務 非常勤、兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (5) 介護職員 24名以上（常勤 兼務 非常勤 兼務）
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

- (6) 看護職員 4名以上（常勤 兼務）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。また、利用者に対して行った健康管理に対し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。

- (7) 管理栄養士又は栄養士 1名以上（常勤 兼務）

栄養士は、利用者の栄養及び身体状況並びに嗜好を考慮し、調理業務委託業者との連携を密にして、適切な食事を提供する。

- (8) 機能訓練指導員 1名（常勤 兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

- (9) 事務員 1名（常勤、兼務）

利用者への請求事務等、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 20名

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- (2) 健康状態の確認及び処置

利用者の健康チェック及び各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（レクリエーション等）を提供する。

- (4) 送迎サービス

利用者については、専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

- (5) 入浴サービス

利用者の身体状況に合った、必要な入浴サービスの提供を行う。

- (6) 食事サービス

食事の提供及びその食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

- (6) 相談、助言に関すること。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

（利用料）

第7条 事業所が提供する事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）による額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食事代 通常原則として1日1,445円（朝食345円 昼食600円 夕食500円）とする。ただし、介護保険負担限度額認定証に食費の記載がある場合は、その額とする。

- (2) 居住費 通常原則として1日あたり、多床室855円とする。ただし、介護保険負担限度額認定証に居住費の記載がある場合は、その額とする。

- (3) 理美容代は、1回 2,500円（内利用施設利用料 500円）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。
- 2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3. 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込みにより、指定期日までに受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、湖西市・浜松市・豊橋市の区域とする。

（サービス提供記録の記載）

第9条 事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該事業について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第10条 事業所の短期入所生活介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2. 事業所の短期入所生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、短期入所生活介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、短期入所生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第11条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は、自らが居宅サービス計画を位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はご家族等のハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

（損害賠償）

第12条 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理・感染予防の取り組み）

第13条 事業に使用する居室及び備品等を清潔に管理し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2. 感染症が発生し、又はまん延しないよう委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（緊急時における対応方法）

第14条 短期入所生活介護従業者は、事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第15条 管理者は、非常災害に備え、平時より火気管理、消防用設備等の点検整備及び建築物等の自主点検を実施し、災害を未然に防止するとともに、災害発生時には迅速且つ正確な行動がとれるよう自衛消防組織を編成し有事の行動にあたるものとする。なお、防災教育及び防災訓練を月1回実施し、非常災害のための対策を講ずるものとする。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 短期入所生活介護従業者は、事業を実施中に利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第18条 サービス利用に当たっての利用者等の留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 面会時間 原則として9時00分から19時00分までとする。
- (2) 外出(受診等)についての送迎は、ご家族等をお願いする。但し、緊急の場合はこの限りではないものとする。

- (3) 施設内設備等の利用については、必要に応じて利用するものとする。但し、特殊な器具等の持込みは、相談するものとする。
- (4) 所持品(衣類等)は必要量のみとし、記名をお願いする。
- (5) 金銭等貴重品は、施設管理するものとする。
- (6) 飲酒喫煙は可能とするが、指定区域や指定時間を守っていただくものとする。
- (7) 送迎時間は原則として、9時00分から16時00分までとする。但し、緊急の場合はこの限りではないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、短期入所生活介護従業者の質的向上を図るため、関係機関の実施する研修に随時参加するものとする。

- 2. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人南浜名湖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4. 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的に研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。